

第57回 奈良県河川整備委員会 議事概要

- 1 日 時：平成23年3月18日 9:30～12:00
- 2 場 所：奈良商工会議所
- 3 出席者：委 員 11名：朝廣佳子、伊藤忠通、岩本廣美、岡田伸子、立川康人、谷幸三、
藤次芳枝、中川一、前迫ゆり、三野徹、和田萃（五十音順、敬称略）
事務局 5名：奈良県 大淀河川課長 ほか

4 議事要旨

- (1) 河川整備計画の検討経緯等について
- (2) 奈良県河川整備委員会設置要綱の一部改正について
- (3) 河川整備計画のフォローアップについて
- (4) その他

5 議事内容（主な意見）

5. 1 奈良県河川整備委員会設置要綱の一部改正について

- ・公共事業評価監視委員会と今後の河川整備委員会の関係を説明して欲しい。公共事業評価監視委員会は、今後
も開催していくのか。
⇒河川整備の再評価については、河川整備委員会で実施する。道路などは、公共事業評価監視委員会で引き
続き行う。公共事業評価監視委員会の役割などを次回示したい。
- ・なぜ、公共事業評価監視委員会から河川だけ分離するのか？
⇒公共事業評価監視委員会では、河川は予算と事業箇所毎に設定している。基本は河川整備計画に準ずる。
河川の場合は、上位計画が定まっていなとなかなか良い物ができない。そういう点で、河川整備は土地
改良や道路整備とは性質が異なる。そんな実情の中で、河川の事業再評価を公共事業評価監視委員会で審
議することは、委員の中では無理があると思っている。河川整備計画と河川の事業は河川整備委員会で審
議をおこない、上位計画と再評価を組み合わせの方が良い。
- ・河川整備委員会と公共事業評価監視委員会の2つの委員会がそれぞれ、同じようなことを別々に議論するのは
どうかという意見があった。広い視野からの河川整備事業を見るなら、河川整備委員会のほうがよい。ただ、
公共事業であることは変わらないので、河川整備委員会のほうで議論したことを公共事業評価監視委員会に伝
えておくことが必要。公共事業評価監視委員会の審議の中では、事業効果に重点があり、河川整備委員会では
整備に関して環境までの広い視野になっているので、河川整備を審議する場として適切。両委員会で共有する
部分は必要と思う。

- ・公共事業評価監視委員会の委員を兼ねている委員は、議題によっては、両方の立場で議論するのか。議題の仕分けは行うのか？

⇒要綱を了承頂ければ、改正し、河川整備委員会が公共事業評価監視委員会を担う。ただ、フォローアップの仕組みを議論頂き、仕組みができてからの話になる。仕組み作りからのスタートとなる。仕組みの途中で評価しなければならない場合は、その都度対応したい。

5. 2 河川整備計画のフォローアップについて

- ・河川整備のフォローアップと再評価委員会での内容は、性質が異なる部分があり、それぞれの委員会の役割等を整理してもらいたい。今後の河川整備委員会はどういう位置づけか？

⇒今回は、フォローアップをメインで説明した。公共事業評価監視委員会との関係や役割等は整理して、次回示したい。

- ・点検項目と評価指標について、大項目7の河川利用の点検項目4 不法占用、不法投棄について、結果報告のみとあるが、河川敷などの不法投棄などは多く、一度捨てられると次々捨てられる。河川巡視の際に、その現場を見て、報告のみになるのか。ひどくならないように取り締まりや撤去させる等の方向にはもっていけないか。

⇒不法占用や不法投棄については、指導の内容や回数など詳しく調べたい。ただ、やり方の改善などには、つながらないということで重点項目としては挙げていない。県としてはしっかり取り組む。

- ・発生源対策が問題。海のゴミを拾うと、その拾った方が、処理する必要がある。川の場合はどうか。発生源対策を発信するようにはどうか。自然環境が重要視されるが、社会的な環境問題を挙げておくとひと味違う管理計画ができると思う。

⇒現在、河川巡視は現場パトロール中に撤去可能なら、すぐに対応する。無理なら撤去を始動する。こうしたことで、状況を四段階に分けて行っている。そういったことなら報告可能だと思う。

- ・河川整備委員会の主な役割が点検評価になるのではないかと心配である。この河川整備委員会が全てを担当することは難しい。河川課として、土木事務所として、市町村として、様々な主体が点検評価することがあると思う。この河川整備委員会が全部を点検評価するなら、あまりに膨大で、河川整備委員会が機能しなくなるのではないかと懸念がある。工事している現場にも出向いて点検評価するのか。点検評価が加わったわけだが、この委員会がやるべき評価についてもっと項目を絞る必要がある。

⇒先進事例を参考にしながら点検評価の内容を検討した。全てという意味ではなく、こういう項目があるという案である。議論いただきたい。

- ・河川整備計画のPDCAについては、河川整備の見直しPDCAと工事の改善PDCA、この二点を中心にフォローアップを行う。

⇒checkしてもらい、必要なら、Actionで河川整備計画を見直したい。河川整備計画に沿って、点検評価の内容を作成している。河川整備計画で審議した内容が現場でどのように行われているかチェックいただきたい。

- ・大和川水系（曾我葛城圏域）の河川整備計画が整備局の認可待ちとなっている。こういうことこそ点検するべ

き。防災などは迅速に行うことが重要である。大和川流域委員会や整備局に上下流問題の解決をお願いし、整備ができるように、早く合意にいたって欲しいということが重要である。

⇒河川事業は過去に策定し、認可された全体計画に従って、鋭意事業を進めている。

- ・河川整備計画を審議する、この河川整備委員会の法的位置づけは、学識者に意見をもらうということだが、フォローアップも含めると全く位置づけが異なってくる。

⇒河川整備委員会の目的は変えない。あくまでも河川整備計画の策定と変更である。それにフォローアップが加わるということである。また、河川整備計画は一定期間経過すると、見直しが必要となり、その部分を担っていただきたい。そのような意味でフォローアップの点検が必要であり、あくまでも河川整備計画に対しての評価をお願いしたい。

- ・公共事業評価監視委員会は、事業の継続・中止を審議する。河川整備委員会は、河川整備計画の変更をする。河川整備委員会でやるべきことは何かについて共通の理解・認識をもつことが大切。今後のスケジュールで進捗点検を圏域ごとに順次おこなうとあるが、毎年おこなうことになる河川整備計画の見直しに追われ、作業の内容を全てやるのが難しい。重点項目が提示されていると思うが、判断の基準について議論するのが必要であり、どのように判断すればよいのか、説明して欲しい。

⇒例えば、治水については、定性評価があるのだが、そういうプロセスについて助言をいただきたい。景観に配慮した材料を使う等は、一定基準では評価できないと思っている。河川整備をどれだけ完了できたか。というのは定量的に示せると思う。再評価に関わってくる評価でもあると思う。

- ・重点項目と、それ以外の項目について、それぞれ河川整備委員会でどう扱うかを教えて欲しい。
⇒判断しやすい項目、助言をいただいて改善できる項目を選択した。それ以外の項目は報告で済むと考えている。

- ・非常に大きい労力がかかるのではないかと心配している。
⇒河川管理者としても同じ思いがある。透明性など時代のニーズのために、やる必要があると思う。

- ・重点項目の設定は良いと思う。大和川流域は相当な延長になる。典型的な現地をピックアップしていただいて、判断材料を与えてもらえるように、ご検討いただきたい。

- ・重点項目とそれ以外の項目について、例えば環境の項目では、河川水辺の国勢調査が重点項目だが、それ以外の方が重点項目ではと思う。河川水辺の国勢調査は既にプログラムとして、確立して進んでいるので、その点検評価は、必要ないのではと思う。

⇒奈良県から考えて点検項目が重要である項目を重点項目として提案している。

- ・河川水辺の国勢調査のデータは、河川整備計画の点検箇所としては、知りたいところを知ることができない。計画的という意味では価値があるが、河川整備を実施したところの状況が分からない。整備したところが計画通りにできているかを重点項目としてはどうか。

⇒このような意見をもとに重点項目として検討してはどうか。委員に持ち帰って頂いて、後日意見を出して頂く。

- ・この河川整備委員会では、今後、公共事業評価監視委員会に変わって事業の進捗状況を監視し、河川整備計画に変更があれば審議し、変更すればと思うが、河川整備計画は漠然としたものとして計画が出されたものであり、工事によってかわる場合もあり途中で後戻りできない。具体的に進めている内容を点検評価してはどうか。つまり、河川整備前後の進捗状況を話す場が必要ではないか。たくさんの点検項目は必要だが、これを全て行うことは難しい。
- ・5年ごとになっているが、その都度、点検するほうがよい項目もあるのではないか。
- ・限られた時間で効果的に点検するには、何を点検すれば良いのか。具体例を出さないと分からないと思う。実行できることを考えて検討してほしい。
- ・河川整備委員会の法的位置づけは何か。整備計画の策定と変更、監視委員会として、河川改修工事の継続・中止の判断が重要となる。点検項目で疲弊しては意味がないので、変更とか策定に資する議論に重点を置くべきであると思う。

(以上)